

(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員初任給調整手当規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第15条の規定による初任給調整手当の支給について定めるものとする。

第2章 医系教員に対する初任給調整手当

(医系教員等の初任給調整手当の支給対象)

第2条 旧給与規程第15条第1項第1号の規定により初任給調整手当が支給される教員は、同項第1号に規定する職に採用された教員のうち、その採用が、次の各号の期間内に行われたものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年を経過するまでの期間（第2号及び第3号に掲げる者を除く。）
- (2) 医師法に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た者にあつては、大学卒業の日から39年を経過するまでの期間
- (3) 昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を経た者にあつては、38年を経過するまでの期間

第3条 前条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している教員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第4条 第2条に規定する教員に支給する初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額採用の日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。

2 別表第1の適用にあたって、次の各号に掲げる教員については、各号に定める期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとみなす。

- (1) 大学卒業の日からそれぞれ採用の日が4年を超えることとなる教員（第2号及び第3号に掲げる者を除く。） 大学卒業の日から4年を超えることとなる期間
- (2) 臨床研修を経た者で、大学卒業の日からそれぞれ採用の日が6年を超えることとなる教員 大学卒業の日から6年を超えることとなる期間
- (3) 実地修練を経た者で、大学卒業の日からそれぞれ採用の日が5年を超えることとなる教員 大学卒業の日から5年を超えることとなる期間

3 学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の教員については、前項の規定は適用しない。

第5条 第2条に規定する教員となった者（第3条に規定する教員を除く。）のうち、これらの教員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で、前条の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(支給の終了)

第6条 初任給調整手当を支給されている教員が異動した場合には、異動後の職が旧給与規程第15条第1項第1号に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

(支給要件の改正の場合の措置)

第7条 旧給与規程第15条第1項第1号に規定する職又は第2条に規定する教員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している教員のうち、改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる教員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降別に定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表

医系教員初任給調整手当表

採用の日以降の期間	手当月額（円）
1年未満	80,100
1年以上2年未満	80,100
2年以上3年未満	80,100
3年以上4年未満	80,100
4年以上5年未満	80,100
5年以上6年未満	80,100
6年以上7年未満	77,200
7年以上8年未満	74,300
8年以上9年未満	71,400
9年以上10年未満	68,600
10年以上11年未満	65,700
11年以上12年未満	62,900
12年以上13年未満	59,900
13年以上14年未満	57,000
14年以上15年未満	54,800
15年以上16年未満	52,500
16年以上17年未満	50,200
17年以上18年未満	48,000
18年以上19年未満	45,800
19年以上20年未満	43,400
20年以上21年未満	41,200
21年以上22年未満	40,100
22年以上23年未満	39,300
23年以上24年未満	37,900
24年以上25年未満	37,100
25年以上26年未満	36,100
26年以上27年未満	35,100
27年以上28年未満	33,900
28年以上29年未満	32,500
29年以上30年未満	32,100
30年以上31年未満	31,000
31年以上32年未満	30,000
32年以上33年未満	27,800
33年以上34年未満	26,400
34年以上35年未満	24,800